

第 6 号

發行所
北浦村大字山田
北浦村役場
發行人
真家襄之
印刷所
石崎印刷株式會社
電話(鉾田)一四八番

北浦村長眞家襄之

北浦村財政事情書

一、昭和三十一年度最終予算について	今回は昭和三十一年一月一日より昭和三十一年六月末日までの村財政について御説明いたします
二、昭和三十一年度決算について	一、昭和三十一年度最終予算について
三、昭和三十一年度当初予算と追加更正予算について	昭和三十一年度の一般会計当初予算額は三千二百五十三万九千八百七拾円でありまして
四、住民負担の状況	この間における予算推移状況は次のとおりです。
五、村債について	
六、村有財産について	

昭和三十一年度一般会計予算推移状況

歳入科目	当初予算額	十二月末日 予算額	一月・三月迄 の追加更正額	最終予算額	百分比
村税	三、八六八、九一〇 _円	三、三三九、九一〇 _円	九三三、〇〇〇	三、三三九、九一〇 _円	五五・〇%
地方交付税	八、六〇〇、〇〇〇	二、一三八、〇〇〇	一	二、一三〇、〇〇〇	三〇・五
公企業及財産収入	三五、五六〇	一	一	三五、五六〇	一
使用料及手数料	三六、〇〇〇	一	一	三六、〇〇〇	〇・六
国庫支出金	五五五、〇〇〇	九八八、一二七	七七、一二三	九八五、三三〇	二・五
県支出金	五八、四〇〇	六二八、六〇〇	九八、八〇〇	七七、四〇〇	一・八
寄付金	二〇、〇〇〇	一	一	二〇、〇〇〇	一
繰越金	三〇〇、〇〇〇	四七五、〇〇〇	一	四七五、〇〇〇	一・三
雑収入	三〇三、〇〇〇	四四三、〇〇〇	一	四四三、〇〇〇	一・一
雑収入	一	二、五〇〇、〇〇〇	一	二、五〇〇、〇〇〇	六・三
歳入合計	三、五五九、八七〇	三八、九〇四、一八七	一一、二六七、九三	四〇、〇七二、一〇〇	一〇〇
歳出科目	当初予算額	十二月末日 予算額	一月・三月迄 の追加更正額	最終予算額	百分比
議会費	五七〇、〇〇〇 _円	七四四、三〇〇 _円	五〇、〇〇〇	七四四、三〇〇 _円	二・〇%
役場費	九、九四八、四〇〇	一五、〇三一、一四〇	五〇九、一〇〇	一五、五四〇、二四〇	三八・八
消防費	一、一三〇、〇〇〇	一、三三七、七六一	七〇、七〇〇	一、四〇八、四六一	三・五
土木費	二、三五〇、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇	一	二、三五〇、〇〇〇	五・九
教育費	一〇、二七三、一〇〇	一〇、五三〇、一〇〇	一七八、〇〇〇	一〇、六九八、二〇〇	二六・七
社会及労働施設費	五五〇、〇〇〇	五六四、〇〇〇	一	五六四、〇〇〇	一・四
保健衛生費	五五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	七七〇、〇〇〇	一・九
産業経済費	三、〇九七、〇〇〇	三、四三三、二五六	一八八、四四五	三、六二一、四〇一	九・〇

昭和三十一年度歳入歳出決算

財政	二九、三六〇	二九、三六〇	一	三九、三六〇	1
統計調査費	一三、〇〇〇	一三、一〇〇	1	二六、一〇〇	〇・四
選舉費	三七八、〇〇〇	四二六、二〇〇	1	四六、二〇〇	一・一
公債費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	1	一、〇〇〇、〇〇〇	二・五
諸支出金	二、一五七、八七〇	二、一九八、八七〇	一五二、六八	三、三五〇、八八	五・八
予備費	三八三、〇〇〇	三八三、〇〇〇	1	三八三、〇〇〇	一・〇
歳出合計	三、五九八、七〇〇	三六、九四一、八七	一、二七、九三	四〇、〇九一、一〇〇	100
二、昭和三十一年度決算についで					
昭和三十一年度一般会計における最終予算、四千七万二千七百八十八円八千五百六十四円（予算に比し九三％）支出済決算額三千六百五十六万二千三百三十七円（予算に比し九一％）になつておりその歳入、歳出の差額六十二万六千二百二十七円は昭和三十一年度歳入へ繰越すこととなりました。					
◎歳入の主なるものは					
村税	一九、六五五、三三〇円	五三％	土木費	一、九四二、一九三円	五％
地方交付税	二、三五〇、〇〇〇円	三三％	消防費	一、三三、八八円	四％
村債	二、五〇〇、〇〇〇円	七％	となつております。役場費の中には庁舎建設費教育費中には学校建築費等の投資的経費が含まれております。		
◎歳出の主なるものは					
役場費	一五、三八、五六円	四二％	差引六十二万六千二百二十七円の黒字は健全財政を目途として消費的経費の節減によるものであります。		
教育費	九、九六、九五円	三七％			
産業経費	二、〇五、一九円	八％			

昭和三十一年度歳入歳出予算状況表

区 分		三十二年 当初予算額	四月から六 月迄の追加 正 額	六月三十 日現在 予算額	比率 %
村 税	三〇、一七、八〇〇	五六、〇〇〇	三〇、六九五、八〇〇	五七、	
地方交付税	一〇、〇六、〇〇〇	一〇、〇六、〇〇〇	四、一〇〇	一	
公企業及財産収入	四、一〇〇	一	三六、〇〇〇	〇・六	
使用料及手数料	三六、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	二、一六、一〇〇	六・〇	
国庫支出金	四一、〇〇〇	一	六九、〇〇〇	一・八	
県支出金	六九、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一	
寄 付 金	一〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	六六、三九〇	一・八	
繰 越 金	三四、三九〇	一	三七五、〇〇〇	一・一	
雑 収 入	三五、〇〇〇	△三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二・八	
村 債	四、〇〇〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、〇〇〇	三五、八七三、二九〇	一〇〇	
歳 入、合 計	三六、二五、二九〇	△三三、〇〇〇、〇〇〇	三五、八七三、二九〇	一〇〇	

住民の負担状況表
(三十二年一月一日から三十二年六月末日まで)

区 分	三十二年 当初予算額	四月から六 月までの追 加更正額	六月三十 日現在	比率 %
議 會 費	六四、八〇〇	1	六四、八〇〇	一・九
役 場 費	九、九八三・六九〇	八四、五〇〇	一〇、七九八・一九〇	三〇・一
消 防 費	一、一七〇、〇〇〇	三三、五〇〇	一、二〇三、五〇〇	三・四
土 木 費	七、八六二・六〇〇	八、一四〇、〇〇〇	六、四六二・六〇〇	一八・〇
教 育 費	七、三八八・八〇〇	七、〇〇〇	七、四五八・八〇〇	二〇・八
社 會 費	五〇〇、〇〇〇	1	五〇〇、〇〇〇	一・四
勞 働 費	四〇〇、〇〇〇	1	四〇〇、〇〇〇	一・三
保 健 費	三、〇七〇、〇〇〇	1	三、〇七〇、〇〇〇	八・六
産 業 費	三、〇七〇、〇〇〇	1	三、〇七〇、〇〇〇	〇・六
財 産 費	三、〇七〇、〇〇〇	1	三、〇七〇、〇〇〇	〇・三
統 計 費	二、三〇〇、〇〇〇	1	二、三〇〇、〇〇〇	〇・七
選 挙 費	二、六三〇、〇〇〇	1	二、六三〇、〇〇〇	二・五
公 債 費	八〇〇、〇〇〇	1	八〇〇、〇〇〇	九・三
諸 支 出	三、九五〇、五〇〇	一五〇、〇〇〇	三、四五〇、五〇〇	一・一
予 備 費	三、五〇〇、〇〇〇	1	三、五〇〇、〇〇〇	一・一
歳 出 合 計	三六、二五〇、三九〇	△ 三三、〇〇〇	三三、八七三、二九〇	一〇〇

四、住民負担の状況

昭和三十二年一月一日から六月三十日までの期間における村税の調定額は別表のとおり千八百四十四万五千二百六十

三円となり一世帯当り五千四百一十円、村民一人当り九百一十円という負担状況となっております。

住民の負担状況表

(三十二年一月一日から三十二年六月末日まで)

村 税 税 目	調 定 済 額	同上に對する一世帯當り	同上二人當り
村 民 通 税	二一、八四五・三六三	五、四〇一	九二
普 通 税	二一、八四五・三六三	五、四〇一	九二
村 民 税	三、一六三・六〇〇	一、四四三	二四四
固 定 資 産 税	六、三五九・三九〇	二、八五四	四八
自 転 車 荷 車 税	一、三〇三・一〇〇	五九四	一〇〇
たばこ消費税	七八二・八九〇	三五七	六
電気ガス税	三三九・七三三	一五〇	三五
木材引取税	六六五・〇	三	一
旧法による税			

六月末現在

世帯数	二、一九三
人口	一三、〇〇三

五、村債について

(1)長期債について

昭和三十一年六月末日現在

目的別現在高は次のとおりです。

村債現在高 (昭和三十一年一月一日から昭和三十一年六月末日まで)

目的別	前債還額	借入額	償還額	差引現在高	備考
役場費	二、五〇〇、〇〇〇		二、五〇〇、〇〇〇		
教育費	四、五〇〇、〇〇〇		四、五〇〇、〇〇〇		
計	七、〇〇〇、〇〇〇		七、〇〇〇、〇〇〇		

(2)一時借入金について

該当ありません。

六、村有財産について

昭和三十一年六月末日現在

村有財産は次のとおりです。

村有財産現在高

(昭和三十一年六月末日現在)

土地及建物	一五、六一二坪
山林	二町九反六畝二十六歩
建物	延 三、六七七坪
機械及器具類	
自動車(三輪車)	一台
金貨及有価証券	
村基本財産	

ころばぬ先のつえ

「国民健康保険」

皆さん方は、幸福で安定した生活をおびやかすものがあるとしたら、それは何であるかを考えなされたことありますか。

一般には「貧乏」とか「病気」とかというものが考えられますが、貧乏というものは誰がよいやなことに違いないと思います。しかしそれはなげ貧乏になつてしまふのかといふことを考えてみますと、その原因の半分は以上は病気になつたために働けなくなつたり、医療費の支払いのために貯えを失つたりしたためであるといふことがわかつてきています。

七八六、五四二円であります。償還につきましては年次計画によつて確実に償還しております。

目的別現在高は次のとおりです。

昭和三十一年一月一日から昭和三十一年六月末日まで

が「医療扶助」の方では、ほとんど全部が国などの費用から支払われますので掛金を納めるというようなことはありません。

しかし「医療扶助」を受けられる人々のごく少数で、国民の大部分は「健康保険」の制度にたよつてゐるわけですから、

ご承知のように健康保険には、会社や工場などに勤めておる人々が入つてゐます。「健康保険」と、農業や商業などを営んで生活を立ててゐるような人々、市町村の地域を単位として入るところの「国民健康保険」(普通「国保」と呼ばれてゐます。)とがあります。

茨城県でこの国保の適用を受けてゐる人々の数は、現在約八十八万人ですが、茨城県民約二百万人のうち、一般の健康保険などに入つてゐる約四十五万人の人々が国民健康保険の適用を受けるべき人々です。また約七十五万人の人が国保に入つてゐないといふことで、社会保障の網の目から外れてゐることになります。全国ではこの人々々が全部で二千八百万人もいますので、国ではこの人々々をも国民健康保険に抱合して、国民の誰もが医療費についてあまり心配しなくても生活ができるようにしようとしてゐるわけですから、

これがすなわち「国民健康保険」といふことであり、現在国が最も重点として推進してゐる施策なのです。

国保には現在国から医療費について補助金が二割交付されてゐますので、国保に入つてゐる人々は、全体として医療費のうち八割分だけを負担すれば、医師の診断を受け療養をすることができるといふことになつてゐます。

このようなことが、とりもなおさず「社会保障」といふことになるわけですから、皆さんご承知のように英国では「ゆりかごから墓場まで」の社会保障が完備されて、英国人はほとんど直接の負担

北浦村国民健康保険条例

- 北浦村条例第一四号
- 第一章 総 則
- 第一条 この村が行う国民健康保険は法令に定めるものの外此の条例に定めるところによる。
- 第二条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため北浦村国民健康保険運営協議会(以下協議会という)をおく。
- 第三条 協議会の委員の定数は左の通りとする。
- 1 被保険者を代表する委員 四名
- 2 医師歯科医又は薬剤師を代表する委員 四名
- 3 公益を代表する委員 四名
- 第四条 協議会に關し必要な事項は別にこれを定める。
- 第二章 被保険者
- 第五条 この村は此の村内の世帯主及びその世帯に属する者をもつて被保険者とする。但し左に掲げる者を除く。
- 1 健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者。但し船員保険法第二十条第一項の規定による被保険者はこの限りでない。
- 2 特別国民健康保険組合の被保険者
- 3 法律の規定に基いて組織する共済組合であつて私傷病につき療養費に關する給付をするものの組合員
- 4 医療従事者又はその世帯にあるものにして療養の給付をする必要がないと認められる者
- 5 日雇労働者健康保険法
- 第六条 世帯主である被保険者はこの条例公布の日以後にその住所及び氏名並びにその世帯の被保険者の氏名男女別生年月日及び自己との続柄を記載した書面を速かに提出しなければならない。
- 二 あらたに被保険者となつた者があつたときは、その属する世帯の世帯主である被保険者は第一項の規定に準じて届出をしなければならない。
- 三 前二項に規定する記載事項中に変更があつたときは十日以内にその旨を届出なければならない。
- 第七条 世帯主である被保険者が世帯主でなくなつた場合においてはあらたに世帯主になつた被保険者は十日以内に書面を以つて世帯主変更の届出をしなければならない。
- 第八条 世帯主である被保険者が被保険者でなくなつたときはあらたに世帯主となつた被保険者は十日以内に書面を以てその旨を届出なければならない。
- 第九条 被保険者中にその資格を喪失した者があつたときは世帯主である被保険者は十日以内にその被保険者の氏名及び資格喪失の事由を記載した書面を以つてその旨を届出なければならない。
- 第十条 第七条及び前条の届書には資格を喪失した被保険者の受診証を添へなければならない。
- 第三章 保険給付及び保険施設
- 第十一条 この村においてする保険給付の種類は左に掲げるものとする。
- 一 療養の給付
- 二 助産費の支給
- 三 助産手当の支給
- 四 葬祭費の支給
- 第十二条 療養の給付の範囲は左に掲げるものとする。
- 一 診察(往診及び処方箋の交付を含む)
- 二 薬剤又は治療材料の支給(診療以外の薬品及び売薬の支給は含まない)
- 三 処置手術その他の手当
- 四 入院(食事を含む)
- 第十三条 前条の給付については被保険者はこの村の定められた療養担当者の中自己の選定した者についてこれを受けるものとする。
- 第十四条 療養の給付は転居に至るまでこれをとする。
- 第十五条 被保険者が左の場合においては療養担当者以外の医師歯科医師その他の者の手当を受けたときは療養の給付に代えて療養費を支給する。
- 1 此の村において療養の給付を受けることが困難であるとき
- 2 緊急の必要があるとき
- 3 その他必要により此の村の承認を受けたとき
- 第十六条 療養費の額は社会
- 第十七条 此の村は被保険者が療養給付を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者はその費用の五割を一部負担金として療養担当者に支払わなければならない。
- 第十八条 此の村は被保険者が療養給付を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者はその費用の五割を一部負担金として療養担当者に支払わなければならない。
- 第十九条 此の村は被保険者が療養給付を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者はその費用の五割を一部負担金として療養担当者に支払わなければならない。
- 第二十条 此の村は被保険者が療養給付を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者はその費用の五割を一部負担金として療養担当者に支払わなければならない。
- 第二十一条 葬祭費の額は五百円とし葬祭を行う者にこれを支給する。
- 第二十二条 伝染病予防法その他の法令の規定により無償で療養を受ける場合はその限度において療養の給付はこれを行わない。
- 第二十三条 この村は被保険者の健康の保持増進のため左に掲げる施設をする。
- 1 伝染病寄生虫病その他疾病の予防
- 2 健康診断
- 3 母性及び乳幼児の保護
- 4 栄養改善
- 5 その他健康保持増進に關する施設
- 第二十四条 この章に定めるものの外保険給付及び保険施設に關し必要な事項は別にこれを定める。
- 第四章 国民健康保険税
- 第二十五条 此の村の国民健康保険税の賦課徴収等については法令その他別に定めがあるものの外北浦村国民健康保険条例の定めるところによる。
- 第五章 雑 則
- 第二十六条 此の村は保険給付に要した費用の前三年度の平均年額に相當する額に達するまで毎年度の剰余金から当該平均年額の百分の五以上に相當する額(剰余金が当該平均年額の百分の五に達しないときはその全部)を準備金として積立てるものとする。
- 2 前項の限度内の準備金は保険給付に要する費用に不足を生じたときでない限りこれを使用しない。
- 第二十七条 この村は支払上現金に不足を生じたときは準備金に属する現金を繰替使用し又は一時借入金を使用することができる。
- 2 前項の規定により繰替使用した金額及び一時借入金は当該年度内にこれを返還する。
- 第二十八条 国民健康保険特別会計に属する財産は左の各号によりこれを管理する。
- 1 有価証券は北浦村郵便局

に保管を託し又は常陽銀行
行田支店に保護預りとする
2 現金は郵便貯金又は常陽
銀行田支店に預入する
3 前各号に掲げる以外の財
産の管理は議会の議決を
経た方法による
才二十九条 此の村の国民健
康保険の施設を被保険者で
ないものに利用させた場合
における利用料については
別にこれを定める

北浦村国民健康保険給付規則

才一条 被保険者が療養の給
付を受けようとするときは、
保険者の定めた療養担当者
に受診を提示しなければなら
ない。但しやむを得ない事由
のあるときは、その事由のや
んだ後速かにこれを提示しな
ければならない
2 この村が経営する診療所
(病院)又は特に定めた療
養担当者について療養の給
付を受けるときは、被保険
者は住所、氏名、性別、年
令を申請して、受診の提示
に代えることができる
才二条 被保険者が療養担当
者である薬剤師について、
薬剤の支給を受けようとし
るには、療養担当者である
医師から処方箋を受け、こ
れを療養担当者である薬剤
師に提出しなければならな
い
才三条 被保険者が病院に入
院したときは、次の事項を
速かに保険者に届出なけれ
ばならない
1 住所及び氏名
2 受診の番号
3 傷病名
4 入院したる病院の所在地
及び名称
5 入院予定日数
才四条 被保険者が看護又は
移送の給付を受けようとし
るときは、別紙様式による
申請書を保険者に提出しな
ければならない
才五条 (一部負担金を療養
担当者へ支払う場合) 被保
険者は療養の給付を受けた

臨時議会開催

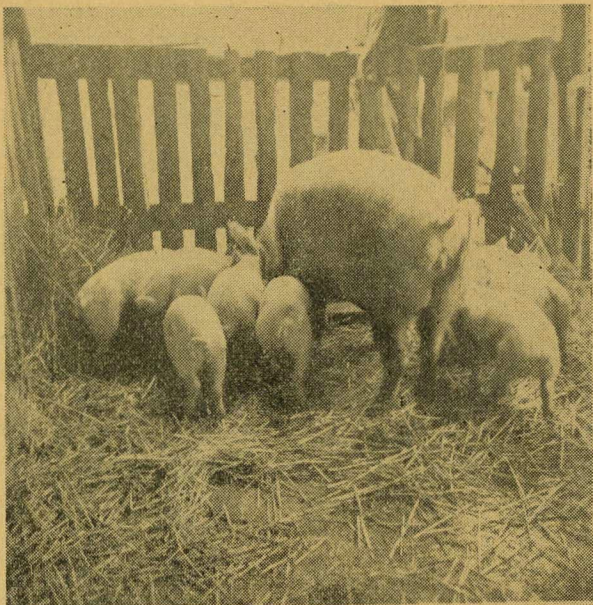
八月二十七日及八月三十日

当日会議に付された事件は次
のとおりでいづれも原案のと
おり可決された
議案才三十七号 専決処分の
承認を求めることについて
議案才三十八号 「潮来町外
一町二ヶ村伝染病隔離病舎

正する条例について
議案才四〇号 昭和三十三年
度北浦村歳入歳出追加更正
予算について
議案才四一號 昭和三十一年
度北浦村歳入歳出決算認定
について
議案才四二號 昭和三十一年
度北浦村罹災救助基本財産
歳入歳出決算について

後(その)豚の委託

有畜農業奨励により経済の
安定を計るため、昨年度優
良種豚を神奈川
県より導入し、旧
地区二頭ずつ委託
貸付をなしたが、
それぞれ八頭以上
生産され生育状況
良好で二頭宛返還
されたので委託貸
付を行なつた



(写真は吉川、平山太郎氏宅で生産された仔豚である)

増産は

優良種子の更新から

今年も麦類の作付が一日と
迫つて来ましたが、播種前は今
年こそ優良種子の導入により
増産を計ろうと誰もが考へて
居るようですが、いざ作付と
なると忘れがちで自家生
産種子を使うため年々減産の
途を辿つて居る現状です。
増産の為の種子更新は今のう
ちに準備し拍車をかけて下さ
い、優良種子は皆さんの手近
な処に村として採種の委託を
させておきましたので種子審
査の結果合格した担当者は左
記の通りです。それぞれ担
当者と交換して下さい
交換条件は

大麦 一升 五五円	左記	大麥竹林	山田	山野誠一
小麦 一升 六〇円	中根	山田	山野誠一	庄司厚
	小幡	山田	山野誠一	野村薫
	長野江	山田	山野誠一	高柳兼一
	小貫	山田	山野誠一	原弘道
	水府	山田	山野誠一	根本四郎
	行戸	山田	山野誠一	岡田啓三
	小貫	山田	山野誠一	小田保
	関東皮	山田	山野誠一	小林保
	十一号	山田	山野誠一	繁昌
	吉川	山田	山野誠一	大堀達
	山田	山田	山野誠一	松信義定
	勢司幸雄	山田	山野誠一	松信義定

基本選挙人名簿

の調製について

△(忘れず)に(申告)を△

1. 調製期日 九月十五日
 2. 調製期限 十月三十一日
 3. 縦覧期間 十一月五日か
ら十九日までの十五日間
異議の決定期間
 4. 異議の申立を受けた日か
ら二十日以内
 5. 確定期日 十二月二十日
- 今年も九月十五日現在で選
挙人名簿がつくられます。こ
の名簿は次のような方が名簿
に登録されることとなります
が選挙管理委員会では各区分
長より登録申請書をお配り
して申請をしていただくこと
となりますのでお忘れなく正
確な記入をして申請書を出し
て下さい。
(北浦村選挙管理委員会)

毒の花、性病をなくそう

性病には梅毒、淋病、軟性下
かん、そけいりんば肉芽しゆ
症の四種類があり、いずれも
主として性的関係によつて伝
染いたしております。性病の
うち恐ろしいのは梅毒と淋病
です。
梅毒はスピロヘーターバ
グという菌によつて起るもの
で梅毒患者と関係して菌が侵
入して三週間位たちますと、
患部に小豆大粒の赤銅色のし
こりができます。このしこり
は痛みもないので治療せず放
つておくと自然に消えてゆき
気が付かない人が多いようで
す。たまたま血液検査で発見
され驚いたり悲んだりいたし
ます。血液検査に現われてく
るのは大抵菌が侵入してから
六週間位です。それから三ヶ
月たち発症がで、この発症
は出たり消えたりして自然に
表面に出なくなりす。この
時期を潜伏梅毒という体内で

体育指導委員
設置される

スポーツを普及して、体育の
振興をはかり、健全な国民生
活の確立に役立たせることは
きわめて重要なことであり、
そのためには特に地方スポー
ツの組織を確立する必要があ
ります
このたび、文部省は今年度
全国に体育指導委員の設置を
奨励し、これに必要な助成を
はかることになりました。
本県においてもこの趣旨に
のつとり、県下各市町村に体
育指導委員を設置しようと準
備中でありましたが、適任者
の選考がおり、去る九月一
日付「体育指導委員」が茨城
県教育委員会から本県に四九
七名委嘱されました。
本村の体育指導委員は左記
の通りです
根本 行道 (大字小幡)
山野 宗男 (大字山田)
男庭 一成 (大字小貫)

昭和三十一年度学校教育費

児童一人・生徒一人

昭和三十一年度の学校教育費が一年間にどの位必要か、一般にお知らせしようとする七月中に各学校の協力を得て集計した調査が左記の表に示したとおりであります。

この調査は公費即ち国県村の支出の合計に、各学校毎のPTA会並にその他の寄附金の内、学校教育のために使われた経費の一切を合計したもので御覧になつてわかるように、児童生徒数の多い学校程一人当たりの経費が少なくなつています。

このように皆さんの納めて戴く税金が直接或は間接的に還えされるのでありますから、つとめて税金は期日に遅れないようお願いいたします。

区 分	山 田 小 (在籍 288人)			繁 昌 小 (在籍 406人)			要 小 (在籍 445人)		
	実 額	児童1人 当り経費	1学級当り 経費	実 額	児童1人 当り経費	1学級当り 経費	実 額	児童1人 当り経費	1学級当り 経費
1.教 授 費	2,207,186	7,664	275,898	3,165,502	7,797	287,773	2,959,010	6,650	295,902
2.その他の消費的 支 出	319,140	1,107	39,892	338,098	833	30,736	288,097	647	28,810
3.土地建築費を除 く資本的支出	250,735	871	31,342	366,812	903	33,347	533,982	1,200	53,398
4. 計	2,777,061	9,643	347,133	3,870,412	9,533	351,856	3,781,089	8,497	378,109

区 分	新 城 小 (在籍 390人)			小 貫 小 (在籍 273人)			三 和 小 (在籍 123人)		
	実 額	児童1人 当り経費	1学級当り 経費	実 額	児童1人 当り経費	1学級当り 経費	実 額	児童1人 当り経費	1学級当り 経費
1.教 授 費	3,171,303	8,132	288,301	2,343,425	8,584	334,775	1,759,526	14,305	417,360
2.その他の消費的 支 出	427,247	1,098	38,841	290,594	1,064	41,514	231,645	1,883	46,329
3.土地建築費を除 く資本的支出	589,155	1,510	53,559	106,090	388	15,156	53,750	435	10,750
4. 計	4,187,705	10,738	380,700	2,740,109	10,037	391,444	2,044,921	16,625	408,983

区 分	津 登 中 (在籍 302人)			要 中 (在籍 199人)			武 田 中 (在籍 355人)		
	実 額	生徒1人 当り経費	1学級当り 経費	実 額	生徒1人 当り経費	1学級当り 経費	実 額	生徒1人 当り経費	1学級当り 経費
1.教 授 費	3,527,767	11,682	503,967	2,431,816	11,083	441,118	3,127,683	8,810	390,960
2.その他の消費的 支 出	675,635	2,237	96,519	308,747	1,552	61,750	351,543	990	43,943
3.土地建築費を除 く資本的支出	170,672	565	24,382	270,440	1,359	54,088	330,073	929	41,259
4. 計	4,374,074	14,484	624,868	2,784,181	13,993	556,946	3,809,229	10,730	476,162

昭和三十三年 度

小中学校就学予定児童生徒

小三六七人 中一八〇人

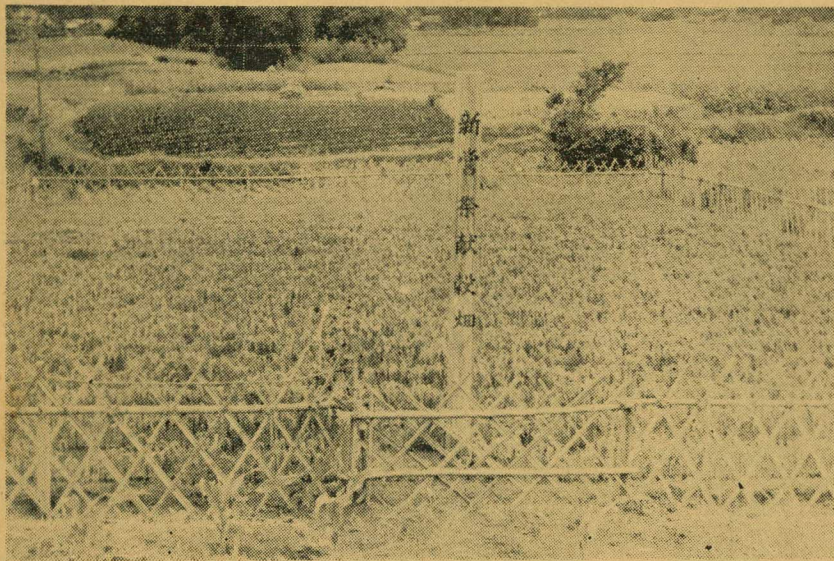
来年度本村小学校就学予定児童数は本年度に比し十七人減中学校は本年度二七九人に比し一八〇人となる小学校は逐年減となるが中学校は三十四年度は三二五、三十五年度は三八七人三十六年度は三八八人と激増します、来年度の学区別に入る児童生徒予定数を示すと左表の通りである。

就学予定者数調

本校名三十三年度就学予定者
山田小 四八
繁昌小 六六
要小 一〇一
新城小 七四
小貫小 五二
三和小 二六
計 三六七

新嘗祭献穀粟栽培について

本年度の茨城県献穀は行方郡が指定され本村大字次木の篤農家米沢政一郎氏が栽培することになり昔ながらの竹矢来の中に作付され順調なる生育で黄金の波をたじよわせ献納の日を待つて居る、新嘗祭前日上京宮中へ参内し、陛下直々献納することになった。



(写真 は 新 嘗 祭 献 穀 畑)

村税納期の改正について

地方税法一部改正により村税条例中普通税の納期が左記のとおり改正になりました。

期 別	固 定 資 産 税
一 期	四月一日より四月三十日まで
二 期	七月一日より七月三十一日まで
三 期	十月一日より十月三十一日まで
四 期	十二月一日より十二月二十五日まで

期 別	村 民 税
一 期	六月一日より六月三十日まで
二 期	八月一日より八月三十一日まで
三 期	十一月一日より十一月三十日まで
四 期	翌年 一月一日より一月三十一日まで

期 別	自 転 車 荷 車 税
全 期	五月一日より五月三十一日まで

縣民の皆さん



県政に関する事で何かお気づきになったことや、あるいはご意見なり、ご相談、ご希望がございましたら、ご遠慮なく県庁、秘書公聴課、県民室へハガキでも結構ですからお寄せ下さい。

当課では、主管課へ連絡し皆さん方のご納得のゆくようなお答ができるよう努力しておりますので進んで県民室をご利用下さい。

北浦村連合青年団役員改選

あなたの生活にムダはありませんか。
あそんでいる金はないでしょか。

右のとおり選任されました。

学校職員の異動

武田中学校教諭河野さち先生は家事都合により八月三十一日付退職、後任は教諭宮本政子先生(去る三月東京大妻短期大学卒業)が九月一日付発令着任した。(教委事務局)

人事異動

十月一日からの国民健康保険事業実施に伴い左の者が職員として採用になった。

宮内 保雄 出納室へ
原 操 厚生課(国保)へ
斉藤征四郎
根本 輝子
菅沢 照夫
長峰 和枝 総務課へ
五十野澄子 総務課より
出納室へ

自衛官募集

陸海軍自衛官(三十二年度才二次)
採用人員
二等陸士 約一〇、〇〇〇名
二等海士 約五〇〇〇名
二等空士 約一、〇〇〇名

資格
(1) 昭和三十三年一月一日現在で一八才以上二五才未満の者
(2) 新生中学校卒業程度の学力を有する者
受 付
九月二十日まで
なおくわしいことは市町村役場か茨城地方連絡部でおたずね下さい。